

名寄市道路情報管理GIS導入事業 質問回答書

要領・仕様書等の該当箇所 (項目番号及びページ番号等)	質問内容	回 答
<p>プロポーザル実施要領 8 ページ 7 プレゼンテーションの実施 (2) プレゼンテーション実施内容</p>	<p>プレゼンテーションの実施内容について質問いたします。 プレゼンテーションにてシステムのデモを検討しているのですが、実施してよろしいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションの実施時間は、質疑応答時間、準備時間等を含め、1 事業者あたりおおむね 30 分としております。時間的制約があることから企画提案書の内容の要点を絞って、わかりやすく説明いただければと考えておりますので、デモについてはご遠慮ください。</p>
<p>仕様書 14 から 17 ページ 第 39 条の 3 (1) (2) (3) 第 40 条 ※参考 仕様書 2 ページ 第 3 条</p>	<p>仕様書 39 条の 3 (地形図データ作成、都市計画基本図データ作成) 及び第 40 条 (道路台帳図データ作成) は、測量法 5 条を鑑みるに、公共測量 (作業規定の準則 4 章既成図数値化) に該当する内容と認識しております。 測量法 33 条によると、「測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関し観測機械の種類、観測法、計算法その他国土交通大臣の承認を得なければならない。」また、33 条 2 項には「公共測量は、前項の承認を得た作業規定に基づいて実施しなければならない。」とあります。 本仕様書内には、公共測量に関する文言がございませんが、測量法の規定に則り公共測量として作業を行うという認識でよろしいでしょうか。 また、測量法 32 条には「公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成果に基づいて実施しなければならない。」とありますが、本作業にあたり、上記条件を満たす品質が担保された資料を貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。 特に道路台帳図は共用空間データの骨格をなし、外部公開されることも考えますと、電子化の基図及び本業務にて作成されるデータは、縮尺 1/1000 以上 (道路法施行規則第 4 条の 2 第 4 項) で公共測量に基づいて実施し、国土地理院より品質が担保されていることが重要と考えております。 もし弊社の認識が名寄市様のお考えと異なるとすれば、名寄市様のお考えおよびその理由についてもご教示賜りますと幸いです。</p>	<p>本市における測量関係の業務は、「名寄市公共測量作業規程」に基づき実施しております。「名寄市公共測量作業規程」は、測量法第 34 条における「作業規程の準則」を準用しているものであることから、公共測量に準じているものと認識しております。道路台帳図においても上記と同様の認識であり、測量法第 34 条における「作業規程の準則」に準じたマイラー原図を貸与いたします。</p>